

高齢者等インフルエンザ定期予防接種を受けられる方へ

宝塚市

1 対象者

- ① 満65歳以上の宝塚市民
- ② 満60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・著しい呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人で、身体障害者手帳1級の認定を受けている宝塚市民

2 自己負担金 1,500円

(上記対象者のうち、生活保護世帯の方・中国残留邦人支援給付受給者は無料)

3 接種回数 1回接種

4 季節性インフルエンザについて

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、あわせて普通の風邪と同じようにのどの痛み、咳、鼻水などの症状も見られます。普通の風邪にくらべ全身症状が強いのが特徴です。

5 季節性インフルエンザワクチンについて

インフルエンザの予防接種を受けることにより高齢者の発病防止や重症化防止に有効であると報告されています。インフルエンザにかかった人の34～55%は、予防接種を受けていればかからずに済んだこと、また、インフルエンザにかかって死亡した人の約80%は予防接種を受けていれば防ぐことができたと報告されています。

接種を受けてから、効果があらわれるまでに、約2週間程度かかり、その効果が十分に維持する期間は、約5か月間とされています。

(副反応について)

接種部位が、赤みをおびたり、はれたり、痛んだりすることがあり、全身症状としては熱が出たり、さむけ、頭痛、全身のだるさなどが認められることもありますが、いずれも通常2～3日のうちに治ります。非常にまれですが、じんましん、呼吸困難、ショックなどの症状があらわれることがあります。

6 注意事項 (よく読んでください) *主治医とよく相談した上で予防接種を受けてください。

(1) この定期予防接種は、自らの意志と責任で接種を希望する場合に接種を行います。対象者の意思確認が困難な場合、家族またはかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められません。

*対象者の意思確認ができない場合は、任意予防接種として接種することを検討してください。

(任意接種と定期接種では、接種費用と健康被害救済制度が異なります。)

(2) 今日の健康状態は、普段と変わった所はありませんか。

もし、変化があれば医師に報告してください。

(3) 1か月以内に予防接種を受けていれば、医師に報告してください。

- (4) 今、治療している病気がある、また過去にけいれんの既往がある場合は医師へ申し出てください。
- (5) 薬を飲んでいる人は、飲んでいる薬をご持参ください。
- (6) 今までに、インフルエンザの予防接種を受けて具合が悪くなったことはないですか。
(「ある」という方は医師へご相談ください。)
- (7) 卵や鶏肉を食べて湿疹が出たり、じんましんになったことはないですか。
(「ある」という方は医師へご相談ください。)
- (8) 次の人は、インフルエンザ定期予防接種は受けられません。
 - ① 明らかな発熱を呈している人(37.5度以上の人)
 - ② 重篤な急性疾患にかかっている人
 - ③ 当該疾患に係る接種液の成分によって、アナフィラキシー(短時間のうちに起こる重篤なアレルギー反応)を呈したことが明らかな人
 - ④ 以前のインフルエンザ定期予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人
 - ⑤ その他、医師から予防接種を受けることが不適当な状態であると判断された人
- (9) 接種後1週間は、異常反応に注意してください。特に接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。接種部位の異常反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けて下さい。
- (10) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、過激な運動や大量の飲酒はさけてください。接種当日の入浴は差し支えありません。
- (11) インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンのみ、同時接種が可能。(同時接種しない場合も、間隔の規定はなし。)インフルエンザ以外のワクチンと、新型コロナワクチンはともに、片方のワクチンを受けてから、従来通り2週間以上の間隔をあけて、他方のワクチンを接種すること。

7 予防接種健康被害救済制度について

- (1) 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- (2) 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- (3) ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

【お問い合わせ】 宝塚市立健康センター 予防接種担当 電話 0797-86-0056
月～金(祝・休日・年末年始を除く) 9時～17時30分